



- ①出産後の場合
- ②妊娠中の場合
- ③流産、死産の場合
- ④小野市に転入された場合
- ⑤小野市に住民票があり、他市で里帰り出産をした場合
- ⑥小野市に住民票があり、海外で妊娠や出産をした場合
- ⑦その他の場合

**ギフトを受け取るためには、アンケートに回答していただいた上で、面談及び所定の申請書による申請が必要です。**



**①-1、令和4年4月1日～令和4年12月31日に出産された方**  
 妊娠・出産応援ギフト（5万円）と子育て応援ギフト（出生したお子さまの人数×5万円）が支給されます。1月下旬に対象者の方に申請書等を送付いたしますので、必要事項を記入の上提出してください。

**①-2、令和5年1月以降に出産された方**  
 妊娠・出産応援ギフト（5万円）と子育て応援ギフト（出生したお子さまの人数×5万円）が支給されます。  
**妊娠・出産応援ギフト**の申請書については2月上旬に郵送いたします。  
**子育て応援ギフト**の申請書については赤ちゃん訪問の際にお渡しいたします。赤ちゃん訪問を既に済まされている方については、2月上旬に郵送で書類を送付いたしますので、必要事項を記入の上提出してください。



**②-1、令和4年4月1日～令和5年1月31日までに妊娠届を提出された方（令和4年12月末までに出産された方は、①-1参照）**  
 妊娠・出産応援ギフト（5万円）が支給されます。2月上旬に対象者の方に向けて申請書等を送付いたしますので、必要事項を記入の上提出してください。子育て応援ギフト（出生したお子さまの人数×5万円）は出産後に申請していただくことで支給されます。  
 なお、令和5年1月31日以降に概ね妊娠32週～34週を迎えられる方へ、順次市から案内通知を送付いたします。通知が届きましたら健康や出産に関するアンケートに回答していただき、必要時には面談等を行います。アンケートは、原則Web回答です。回答いただいた方には、赤ちゃん訪問時に子育てグッズ等をプレゼントします。

**②-2、令和5年2月以降に妊娠届を提出される方**  
 妊娠・出産応援ギフト（5万円）が支給されます。申請書等は妊娠届を提出された際、妊婦本人との面談終了後にお渡しいたします。必要事項を記入の上提出してください。子育て応援ギフト（出生したお子さまの人数×5万円）は出産後赤ちゃん訪問時に申請していただくことで支給されます。  
 なお、令和5年1月31日以降に概ね妊娠32週～34週を迎えられる方へ、順次市から案内通知を送付いたします。通知が届きましたら健康や出産に関するアンケートに回答していただき、必要時には面談等を行います。アンケートは、原則Web回答です。回答いただいた方には、赤ちゃん訪問時に子育てグッズ等をプレゼントします。



**③令和4年4月1日～令和4年12月31日に妊娠届を提出し、その後流産・死産された方**  
 5万円が支給されます。対象となる方に対して事前に職員よりお電話で申請書等の書類を希望されるか確認させていただき、希望される方に対して2月上旬に書類を送付いたします。必要事項を記入の上提出してください。



**④-1、転出元の市町村で妊娠届を提出した後に、支給を受けずに小野市に転入された方**

希望に応じて転出元、転入先いずれかの市町村で妊娠・出産応援ギフト（5万円）の支給を受けることができます。小野市では、転入手続きの際に申請のご案内をいたします。

**④-2、転出元の市町村で妊娠届を提出した後に、支給を受けて小野市に転入された方**

小野市での妊娠・出産応援ギフトの支給の対象となりません。妊娠・出産応援ギフトは妊娠届出1回につき、一度の支給となります。



**⑤小野市に住民票があり、他市で里帰り出産をされた方**

里帰り先の市町村あるいは小野市で面談を受け、小野市に申請書を提出していただくことで、子育て応援ギフト（出生したお子さまの人数×5万円）が支給されます。



**⑥-1、小野市に住民票があり、令和4年4月1日以降に海外で妊娠して帰国された方**

帰国後3か月以内に小野市で妊娠届出を行い、面談を受けることで妊娠・出産応援ギフト（5万円）が支給されます。

**⑥-2、小野市に住民票があり、令和4年4月1日以降に海外で出産して帰国された方**

帰国後3か月以内に、小野市で面談を受けることで子育て応援ギフト（出生したお子さまの人数×5万円）が支給されます。

また、妊娠届を日本で提出して面談を受けられていた方については、妊娠・出産応援ギフト（5万円）も申請することで支給されます。

ただし、どちらの申請についても対象のお子さまが3歳に達する日以降の場合は、支給の申請が出来ないため、お気を付けください。



**⑦-1、双子を出産しました。妊娠・出産応援ギフト・子育て応援ギフトはそれぞれいくら支給されますか？**

妊娠・出産応援ギフトに関しては、妊婦一人当たり5万円を支給します。子育て応援ギフトに関しては、対象となるお子さま一人当たり5万円を支給します。そのため、この質問の場合は計15万円が支給されます。

**⑦-2、妊娠・出産応援ギフトは、流産・死産になった場合でも支給されますか？**

妊娠届出後、流産・死産になった場合、妊娠・出産応援ギフト（5万円）が支給されます。また、この場合は産後ケア事業や産婦健康診査事業等の対象者にもなります。妊娠12週を超えている場合には、出産育児一時金の対象にもなります。

**⑦-3、妊娠届出をした後、流産し、再度、年度内に妊娠届出をした場合、妊娠届出時の給付金は両方とも該当しますか？**

該当します。妊娠届出1回につき5万円の妊娠・出産応援ギフトを支給することとしており、支給回数の上限はありません。

**⑦-4、DVを理由に避難しており、住民票を元の住所地から移していません。現在生活している避難先の市町村で出産・子育て応援ギフトの支給は受けられますか？**

現在生活している避難先の市町村で支給が受けられます。その際には、避難先の市町村において面談を実施し、現住所地を確認できる書類として「賃貸住宅の契約書」や「光熱水費の請求書等」を確認させていただく必要があります。

**⑦-5、現在離婚調停中で別居しています。誰がどのように手続きすれば良いですか？**

養育者（お子さまと同居している方が優先されます）が、市で面談を受けた後、申請することにより子育て応援ギフトが支給されます。

**⑦-6、妊娠・出産・子育て応援ギフトは出産後にまとめて支給されるのでしょうか？**

事業開始日以降（小野市では令和5年1月31日以降）は、妊娠届出時、出産届出後の2回に分け、それぞれの面談を行った上で、妊娠・出産応援ギフト（5万円）と子育て応援ギフト（出生したお子さまの人数×5万円）がそれぞれ支給されます。